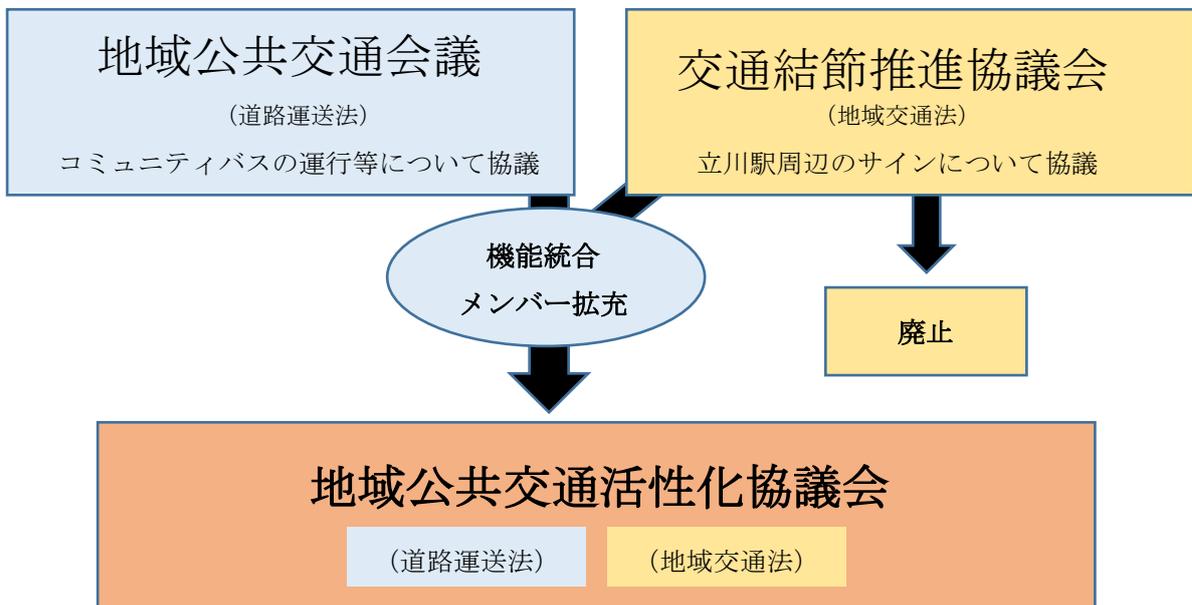


立川市交通結節推進協議会の今後の在り方について

1. 地域公共交通会議および交通結節推進協議会の統合について

現在、交通結節推進協議会(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律。市から独立した会議体としての位置づけ)と地域公共交通会議(道路運送法)の2つの協議会があり、この2つの協議会の機能を整理して統合(下図参照)し、立川市地域公共交通活性化協議会(法定協議会)の設置を予定している。



2. 地域公共交通活性化協議会について

■法的根拠

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(地域交通法)第6条に規定
- 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織

■主な役割

- 地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適なあり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組を実施するため、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担う
- 地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う

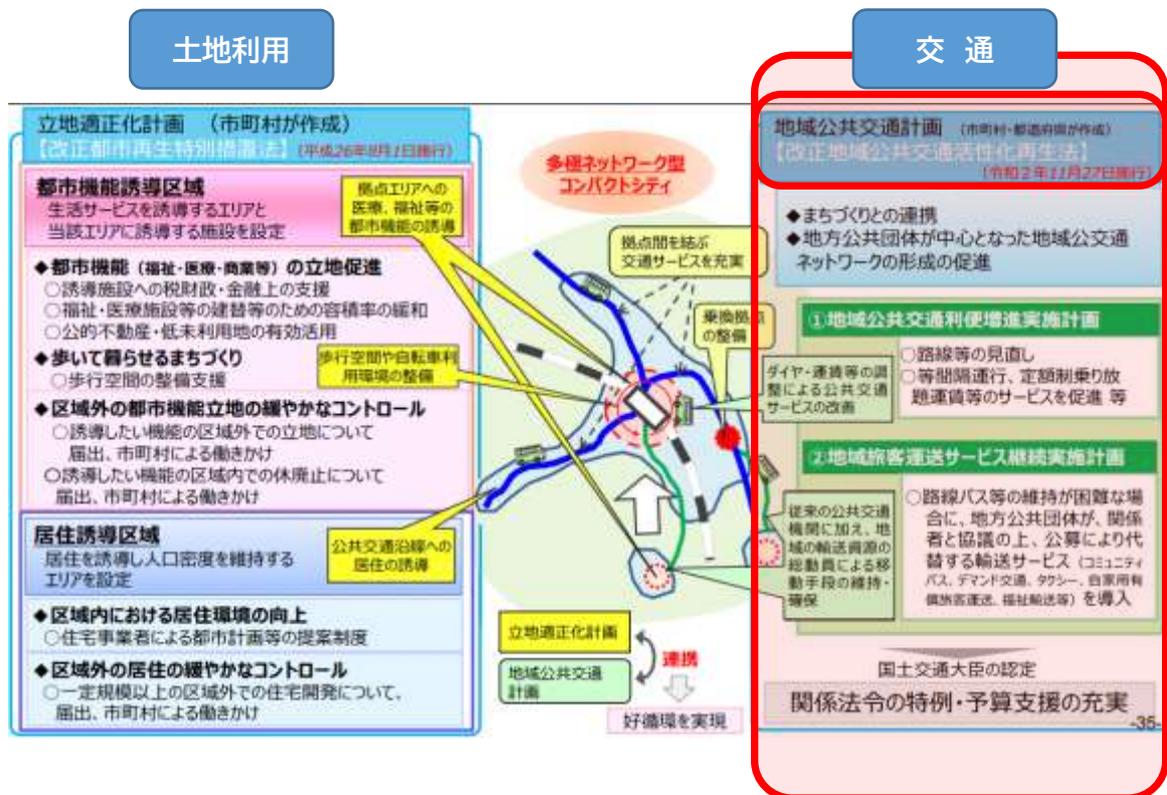
■協議会の構成他

- 地域公共交通会議(既設:道路運送法)に地域交通法の位置づけを追加し、地域公共交通活性化協議会として条例設置
- 地域公共交通会議の構成員を基に必要な構成員を追加
- 協議会の中に下部組織として部会を設置
- 立川市交通結節推進協議会で行ってきた協議・検討については、新たに設置する立川市地域公共交通活性化協議会に継承

3. 地域公共交通計画とは

- 「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにするマスタープラン
- 地方公共団体が地域の移動に関する関係者協議会を開催しつつ、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議を重ねることで作成
- 従来のバスやタクシーといった既存の公共サービスを活用した上で、必要に応じて地域の多様な輸送資源についても活用する取組を盛り込み、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保

【(参考)コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度】



出典:国土交通省 HP 資料を元に作成